参考資料⑦

マップあいち(特定都市河川流域図)と新川・境川流域総合治水対策協議会ウェブサイ トの確認方法

(都市洪水想定区域と都市浸水想定区域の確認方法)

<u><マップあいちで区域への該当有無を確認する></u>

①サイトにアクセスする

URL: https://maps.pref.aichi.jp

②開いたページのイラスト中、「くらし・安全」のアイコンをクリックする。



下図のような画面にスライドしたら、「特定都市河川流域図」を選択する

全てのマップ くらし・安全 環境・まちづくり 学ぶ・遊ぶ 産業・経済 県政 地域情報・他 >問合せ 並び替え: 日付順(新)日付順(古) 検索: 各マップの内容に関すること 検索 1 × 17 J IL 11 -マップの作成所属にお問合せくだ こちらをクリック さい (詳細ボタンから確認できます) 地下水利用に関する規制等対象地域 詳細 水大 意地發 システムに関すること 対策室地盤沈下対策グ ループ 悉知目総務局情報政策課 インターネット運用グループ 都市整備局都市基盤部 詳細 ○ 协価情報 都市計画課国土調査・ 計画グループ 注意事項 ● 特定都市河川流域図 建設局河川課計画グル 詳細 本サービスで提供する情報は、表 ープ 示の有無、範囲、形状について、 ● 社会福祉施設 総務局総務部情報政策 詳細 現況との誤差があることを予め理 課インターネット運用 解した上で使用して下さい。 グループ 利用規約 ● 病院 総務局総務部情報政策 詳細 課インターネット運用 グループ ● 警察·消防関係機関 総務局総務部情報政策 詳細

③マップ用に新しいウインドウが開く

マップあいち	特定都市河川流域國	? [=] [#4]	③ 愛知県
地回情報	Children and a start of the sta		3t
地図表示			3 . U
レイヤ 主題図 背景			
	使用上の注意	x	7.
日 2 新川湾域	特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定し を表示しています。	,ている特定都市河川流域	尾 張旭市 電影地市
		77	長久手市 回 日進市
	同意する 同じしない (閉じる)	チーみよし市
L	市 9	こちらをクリック	
位置検索	Google 4 8 km	東海市 110月7-9 62021	1 利用規約 1時間の部りを報告する
条件検索	住所 💌	縮尺: 1/216,670	

 \downarrow

(使用上の注意ウィンドウが消える)



④自施設の所在地を表示する

(市区町村から番地・号まで順に選択していく)



\downarrow

(指定した位置に地図がスライドする)

****#################################	川流域図	? 🛃 🔤	豪國知 県
地図情報			
地図表示		()	
位置検索	「「「「」」	112	
住所から 目標物から		1 m	
市区町村 大字 小字 番地 号		0	Mr. And
1 2 3 4 5 6 7 8 9 11		牧市 / 🤎 🖉	4
<u>12 13 14 15 20 21 22</u>		1 pm	
30 31 32 33 34 35 36		- 25	
37 38 39 40 41 42 43	い 福沢市 北名古屋市	春日廿市。	2. A.L.
<u>44 45 46 47 48 49 50</u>		T St L	
<u>51 52 53 54 55 56 57</u>	and the second s		夏夏日本 瀬戸市
<u>58 59 60 61 62 63 64</u>		FT OC	ETRIBIL
<u>65 66 67 68 69 70 71</u>	あま市		
<u>72 73 74 75 76 77 78</u>	名號 ^{演動機} 2±	展市 8	長久手市
<u>79 80 81 82 83 84 85</u>	津島市	O K	No
86 87 88 89 90 91 92			III
<u>93 94 95 96 97 98 99</u>	愛西市		
100 101 102 103 104			
110 111 112 113 114			日進市
115 116 117 118 119	y - y		A
120 121 122 123 124	が富市		
125 126 127 128 129		N - Q 0	· 《 🖗 🖓 ·
130 131 132 133 134		7	ero uti
135 136 137 139 140			
<u>141 142 143 151 158</u> •		地图于-9 82020 利用規約	9-5 地図の誤りを報告する

 \downarrow

(適宜、縮尺を拡大する)

↓



 \downarrow

施設所在地が緑色または青色の網掛けエリアに入っていれば、「都市洪水想定区域」または「都市浸水想定区域」に該当することとなるので、次の手順で浸水深を確認する。

<u><治水対策協議会のページから浸水深を確認する></u>

新川流域総合治水対策協議会

サイトにアクセスする

URL:http://www.sougo-chisui.jp/shinkawa/toshi.html

 \downarrow

(下記画面が表示される)



下へスクロールし、「氾濫シミュレーションによる浸水想定図」の「都市洪水想定区域 図」の下にある「新地蔵川」をクリックする。

21000歳後後に開始的りかった日本になったという。 より的確に住民の営さんは繁急時の運転に活用するとかできます。 拡大図を開く
● 氾濫シミュレーションによる浸水想定図
外水(河川)による浸水想定図
 河川の規模や重要度などによって、水防や整備のために河川を指定して、その目的に応じた浸水想定図を 作成します。
・新川流域の場合、シミュレーションに用いる雨の規模は下記の(************************************
①洪水予報河川… 水防法に基づいて指定し、河川管理者と気象ロカバスホのハヘルとアタクセスタッマ。
 ●洪水浸水想定区域図 [新川]雨の規模…想定最大規模及び計画規模 ②水位周知河川… 水防法に基づいて指定し、避難勧告等の目安となる水位に達したことを発表する。
 洪水浸水想定区域図 [<u>五条川下流</u>]雨の規模…想定最大規模及び計画規模 [<u>五条川上流</u>][<u>吉木川</u>][<u>大山川</u>]雨の規模…想定最大規模及び計画規模
◎特定都市河川・・・特定都市河川浸水被害対策法に基づいて指定し、浸水被害防止のための対策の推進を図る。
●都市洪水想定区域図 [<u>新地蔵川</u>]⇒雨の規模…年超過確率1/10程度
※ 新川、五条川、吉木川、大山川も特定都市河川として指定していますが、水防法に基づく浸水想定区 域図の方が浸水規模が大きいので、そちらを公表しています。(特定都市河川浸水被害対策法第22条 第1項たたし書きに基づく) また、合瀬川については、洪水の発生を防ぐべき目標である概ね年起過確率1/10程度の降雨が発生 しても特定都市河川として指定された区域で氾濫しないことから、都市洪水想定区域図は公表しませ ム。

PDFで地図が表示されるので、色のあるところは凡例と見比べて想定浸水深を確認する。想定浸水深が判明したら、協議申込書の様式中、「都市<u>洪水</u>想定区域」に〇をつけ、浸水深の欄に記入する。自施設所在地に色がない場合や地図上に所在地がない場合は新川流域に関する都市洪水想定区域には非該当となる。(非該当の場合も、都市浸水想定区域の確認のため次の手順に進む。)



 \downarrow

 \downarrow

ひとつ前のページに戻り、さらに下へスクロールする。「新川流域図」中、「名古屋市 北部」または「名古屋市南部」をクリックする。



(PDFで地図が表示される)

<名古屋市北部>



黒線または赤線で囲まれ道路の網目のあるところが都市浸水想定区域の該当エリアとなり、想定浸水深は全て0.2m未満となるため、協議申込書の様式中、「都市<u>浸水</u>想定区域」に○をつけ、その下の「最大浸水深」には0.2mと記入する。

<名古屋市南西部>



黒線または赤線で囲まれ道路の網目のあるところが都市浸水想定区域の該当エリアとなり、想定浸水深は凡例を見て確認する。該当する場合は協議申込書の様式中、「都市<u>浸</u>水想定区域」に〇をつけ、その下の「最大浸水深」に想定浸水深を記入する。

 \downarrow

<u>境川流域総合治水対策協議会</u>

サイトにアクセスする

URL:http://www.sougo-chisui.jp/sakaigawa/toshi.html

 \downarrow

(下記画面が表示される)



下へスクロールし、「都市浸水想定区域図」の地図上の「名古屋市」をクリックする。



(PDFで地図が表示される)



黒線または赤線で囲まれ道路の網目のあるところが都市浸水想定区域の該当エリアとなり、想定浸水深は全て0.2m未満となるため、協議申込書の様式中、「都市<u>浸水</u>想定区域」に○をつけ、その下の「最大浸水深」には0.2mと記入する。

※境川流域には「都市洪水想定区域」の設定はなし。

※新川流域、境川流域ともに、上記の地図以上の想定浸水深に関する情報が所管課にも ないとのことです。判別が難しく恐れ入りますが、上記の地図と通常の地図を見比べ て浸水深を判別してくださいますようお願いします。